

令和4年

第4回教育委員会 会議録

- | | | | |
|---|------|--|--|
| 1 | 日 時 | 令和4年3月29日（火） | 午前10時00分～午後12時30分 |
| 2 | 場 所 | 尾花沢市学習情報センター悠美館 | ハイビジョンホール |
| 3 | 出席委員 | 教育長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 五十嵐 健
東海林 衡
森 山 千 洋
笹 原 謙一郎
鈴 木 瑞 穂 |
| 4 | 出席者 | こども教育課長
教育指導室長
社会教育課長
教育相談専門員
生涯学習スポーツ主査 | 坂 木 良 一
高 橋 和 哉
鈴 木 敏
森 山 仁
富 樫 久 芳（事務局） |

会議次第

- 開 会
- 議事日程
 - 日程第1 前回会議録の承認
 - 日程第2 会議録署名委員の指名
 - 日程第3 報告事項
 - 日程第4 議第10号 尾花沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第5 議第11号 尾花沢市文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第6 議第12号 尾花沢市小中学校建設検討委員会設置要綱の設定について
 - 日程第7 議第13号 尾花沢市芭蕉、清風歴史資料館運営委員会委員委嘱について
 - 日程第8 議第14号 尾花沢市スポーツ優秀賞の表彰について
 - 日程第9 議第15号 尾花沢市スポーツ推進計画について
 - 日程第10 議第16号 令和4年度尾花沢市学校教育指導方針について
 - 日程第11 議第17号 令和4年度尾花沢市社会教育基本方針について
 - 日程第12 議第18号 令和4年度尾花沢市教育委員会職員人事異動内申について
 - 日程第13 その他
- その他
- 閉 会

会議録

1 開 会

・教育長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第4回教育委員会を開会いたします。それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時の間、ご協力をお願いいたします。

2 日程第1 前回会議録の承認

・教育長

はじめに、日程第1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。

先にお渡ししました「前回会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

よろしいようですので承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

－ 令和4年第3回会議録署名委員による署名 －

以上で前回の会議録の承認を終了します。

3 つぎに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、1番 東海林衛委員、3番 森山千洋委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

4 各課の報告事項

・教育長

つぎに、日程第3、報告事項であります。各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長

資料に基づき説明する

社会教育課長

資料に基づき説明する

・教育長

以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。

5 議事日程

ないようでしたら、次に、日程第4、議第10号「尾花沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

教育委員会事務局処務規則の中で係名について学事指導係を指導係に改めるものでございます。業務の実態として学事関係に限らず、学校教育での指導等、幅広く業務に関わっていることから業務の実態と照らし合わせ、学事を削除し指導係とするものであります。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですので終結いたします。これより議第10号を採決いたします。本案を原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第10号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5、議第11号「尾花沢市文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長

市の無形文化財の保護、継承に係る経費について新たに補助する規則の制定となります。今現在、文化財の管理、修理、復旧などハード的な部分についての補助対象となっているところですが、伝承活動経費、講師謝礼なども含めまして普及活動経費などソフト的なものについても補助対象としていくものとなります。金額についても10万円以上のものとありましたが、それ以下も対象とするということで、下限を撤廃するものであります。対象としまして市の無形文化財が祭囃子と雅楽となっておりますので、2つを対象として考えております。

- ・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

- ・委員

2つの他に尾花沢市で対象となるものがあるのでしょうか。

- ・社会教育課長

対象としまして、市指定の無形文化財は2つしかありません。他にあるものは対象となりません。有形はありますが、無形は補助対象となっていないので、無形も対象に含める改正となります。

そのほかございませんか。ないようですので終結いたします。これより議第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- ・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第11号は原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第12号「尾花沢市小中学校建設検討委員会設置要綱の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・こども教育課長

来年度、関係者からなる学校建設検討委員会を立ち上げて検討していく考えであります。その関係から今回、尾花沢市小中学校建設検討委員会設置要綱を設定し進めていきたいと考えております。内容については、設置の目的は小中学校建設について総合的かつ計画的に検討を進めるため尾花沢市小中学校建設検討委員会を設置するものであります。検討委員会では、小中学校建設の基本構想・基本計画に関する事、基本設計に関する事、建設用地の選定に関する事、その他小中学校建設に関して必要な事項に関する事の4点について検討委員会でご意見をいただきたいと考えております。委員会は、調査及び検討を行い、その結果について尾花沢市教育委員会に提言するものとします。組織については、別表第1に掲げる者のうち、市長が委嘱します。また、別表2に掲げる専門的見識を有するアドバイザーを置くことができることとしております。(別表について説明)任期については任務が終了するまでとしております。庶務は、こども教育課で行います。

後ほどその他で、スケジュール等を説明させていただきます。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・委員

建設用地は検討委員会で決めるのですか。

・こども教育課長

最終的な決定については、市が行いますが、検討委員会では基本構想を踏まえ子供たち学校教育の環境としてこの場所が適地というようなところを検討いただき市の方に提言としていただくこととなります。それを受けて市の方で場所を決めていきます。

・委員

候補地が数か所ありますが、子供たちの教育環境として適切なところを1箇所絞っていくのかどうか。

・こども教育課長

現時点での教育委員会としての考え方としては、検討委員会の方でどこが1番適切なのかを意見をいただきながら絞っていきたいと考えております。また、市民ワークショップを開催しながら意見をいただいて検討委員会として1箇所を選んでいき、市に提言していただくことを考えております。

・委員

教育委員会としての我々の意見はどこで反映されるのでしょうか。

・こども教育課長

検討委員会からは、最終的には、教育委員会に提言をいただきますので、それに対して教育委員会としてどう判断するか。また、検討委員会を進めるなかで検討委員会の状況とその都度教育委員会にご報告させていただきますので、その中でご意見をいただきたいと思いますと考えております。検討委員会でも教育委員会の考えとして出していきたいと考えております。

・委員

18名以内をもって組織するとありますがどのような方でしょうか。

・こども教育課長

別表委員及びアドバイザーについて説明

・委員

検討委員会委員は、アドバイザーも含めて18名以内なのでしょうか。

・ こども教育課長
検討委員が18名以内であり、アドバイザーは含めないこととなります。

・ 委員
教育現場の声を基本構想や計画に反映させていただきたいと考えます。

・ こども教育課長
アンケート調査なども行い先生方の意見もお聞きし策定していく考えです。施設に対する細かい部分については、基本設計や実施設計の策定時に意見をお聞きしていきたいと考えております。

・ 委員
検討委員になる小中学校及び幼稚園、保育園の保護者について、連合PTAや市保連の会長、副会長が充てられますが、翌年度役員が入れ替わっても、当年度の役員の方に引き続き委員になっていただければどうでしょうか。

・ こども教育課長
今後、内部でも検討した上で、委員の方にも引き続き可能かご相談させていただきたいと思えます。

・ 委員
検討委員会での話し合いについて、その都度教育委員会にも情報共有していただき、教育委員会の意見を検討委員会にも反映させていただきたいです。

・ こども教育課長
検討委員会の状況については、情報共有していきたいと考えます。

・ 委員
令和5年8月に検討委員会より教育委員会に提言していただく流れだが、その後同じ月に総合教育会議が予定されており、教育委員会の中で一度話合う時間があったほうがいいのではないかと思います。

・ こども教育課長
現時点での案ですので、今のご意見を踏まえ総合教育会議の時期についても考えていきたいと思えます。

・ 教育長
他にございませんか。ないようですので終結いたします。これより議第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第12号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第13号「尾花沢市芭蕉、清風歴史資料館運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長

尾花沢市芭蕉、清風歴史資料館設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき委嘱するものでございます。任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までとします。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第13号は原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第14号「尾花沢市スポーツ優秀賞の表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長

尾花沢市スポーツ優秀賞表彰規則に基づき、尾花沢市スポーツ優秀賞を次のとおり表彰するものであります。(表彰者について詳細な説明があり)

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第14号は原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第15号「尾花沢市スポーツ推進計画について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長 これまでの経過について説明

・生涯学習スポーツ主査 スポーツ推進計画について説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第15号は原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第16号「令和4年度尾花沢市学校教育指導方針について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・教育指導室長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第16号は原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第17号「尾花沢市社会教育基本方針について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・社会教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第17号は原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第18号「令和4年度尾花沢市教育委員会職員人事異動内申について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長 説明

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第18号は原案のとおり決しました。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

6 その他

続いて、日程第13 「その他」でございますが、何かありませんか。

- ・ 教育相談専門員

教育相談活動及びスマイルホーム利用状況について説明

- ・ こども教育課長

小中学校建設検討委員会メンバー及びスケジュールについて説明

- ・ 教育長

他になければ、これで令和4年第4回教育委員会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

午後 12時30分閉会

会議録署名委員

1 番 _____

3 番 _____